

災害時要配慮者避難支援ハンドブック

# 地域で支える 避難支援と日ごろの見守り

～「いつも」のつきあいが「もしも」に生きる～



令和8年1月



長 浜 市

# 目次

① はじめに	・・・1
② 「要配慮者」とは	・・・2
③ 「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」とは	・・・3
④ 日ごろの取組	
(1) 日ごろの取組（要配慮者自身）	・・・7
(2) 日ごろの取組（自治会等）	・・・10
⑤ 災害時の行動	
(1) 災害時の行動（要配慮者自身）	・・・11
(2) 災害時の避難支援（自治会等）	・・・22
⑥ 要配慮者の特徴と支援のポイント（参考）	・・・24

## ①はじめに

近年、相次ぐ大災害を目の当たりにし、だれもが地域住民のつながりの大切さを再認識したところです。地震などの災害は起こることを防ぐことはできませんが、一人ひとりが自ら取り組む「自助」、地域の人が互いに助け合う「互助」と地域活動を行う人たちが協働して支えあう「共助」が機能すれば、確実に減災につながります。

特に高齢者や体の不自由な人などの「要配慮者」の避難にあたっては、日ごろから身近な人が声をかけあい、協力して行動する「支えあいの体制」がとても重要になります。

本冊子は、「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」等の活用により、地域で支えあいの体制を築き、スムーズな避難支援につなげていただくため、要配慮者ご自身や地域の方の日ごろの取組や備え、災害時の行動の参考となるよう作成したものです。



## ② 「要配慮者」とは

本市で定めている『長浜市災害時要配慮者避難支援計画』では、高齢者、しょうがいのある人、医療等を必要とする在宅療養者、妊婦、乳幼児及び外国人等で災害時に次のような避難行動等に困難がある人を、「要配慮者」としています。

- ・ 災害が起きた時に避難情報が伝わりにくく、  
情報伝達に配慮が必要な人
- ・ 避難が必要かどうか自分で判断できない人、  
避難の準備をひとりですることが難しい人



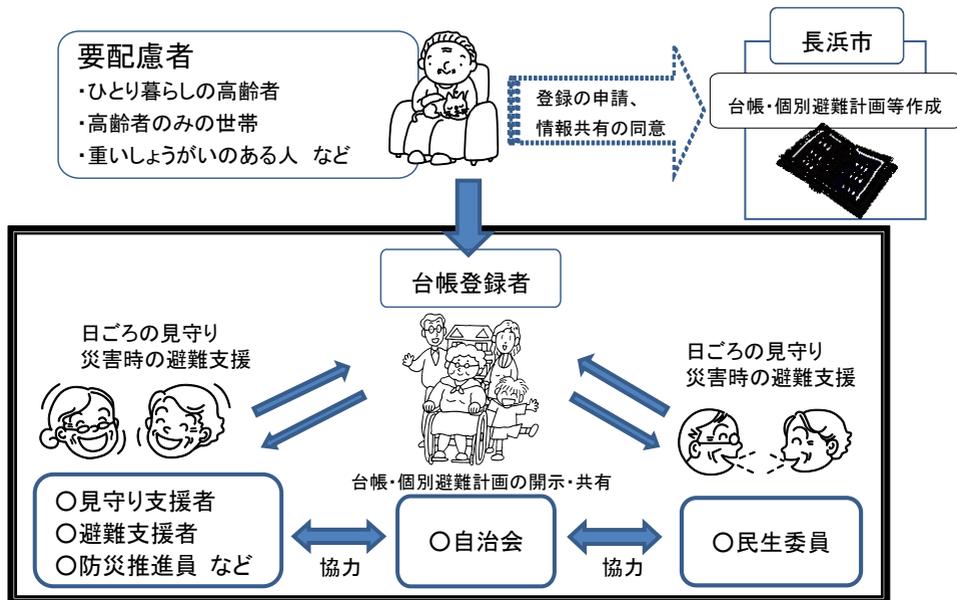
### ③「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」とは

#### (1) 制度の概要

要配慮者の方からの申出を受け、見守り方法や避難支援方法をまとめた「個別避難計画」を作成します。

これをもとに、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員などによる日ごろの見守り体制や災害時の避難支援体制をつくるとともに、市と社会福祉協議会が必要な情報を共有するものです。

#### 「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」の概要



## (2) 制度への登録方法



申請書を市役所（長寿推進課、しょうがい福祉課）または社会福祉協議会（各センター含む）に提出してください。申請者が直接提出いただいても、自治会長や民生委員・児童委員、ケアマネジャーなどの福祉関係者の方々を通じて提出いただいても結構です。

※申請書は、上記の窓口にあります。郵送を希望される場合は、長寿推進課（TEL 65-7789）へご連絡ください。

### 登録手続きの流れ

<①申請書提出まで>

申請者

自治会、民生委員・児童委員  
など

福祉専門職（ケアマネジャー、  
相談支援専門員など）  
※要介護認定4以上、障害支援  
区分5以上、電源を伴う医療  
機器をつけている人

市、社会福祉協議会

<②申請書提出後>

<自治会長または福祉専門職が申請書の内容を未確認の場合>

登録担当



・作成シートの作成依頼

自治会長または  
福祉専門職



・作成シートの提出

登録担当



・台帳、個別避難計画  
の送付

自治会長



・個別避難計画  
の配布

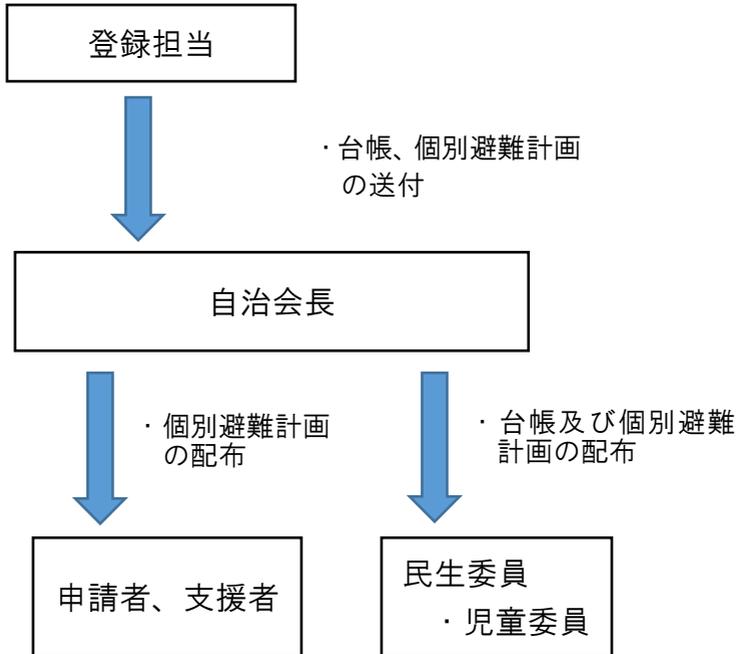
申請者、支援者



・台帳及び個別避難  
計画の配布

民生委員  
・児童委員

＜自治会長と福祉専門職が申請書の内容を確認済の場合＞



## ④ 日ごろの取組

### (1) 日ごろの取組（要配慮者自身）

災害が起こったときにすぐに避難できるよう、また、避難生活を安心して送ることができるよう、日ごろからの備えがたいせつです。

- ① 避難場所及び避難ルートの確認
- ② 持出品の準備（8ページを参考に準備しておきましょう）
- ③ 避難支援・見守り支えあい制度の個別避難計画などを利用して、災害時にどこへ連絡するか、こういった支援を求めるのかなど、どんな行動をするのかを整理しておく
- ④ 日ごろから近所の人たちとのコミュニケーションに努め、地域でのつながりをつくる



## ～持出品の例～

- 貴重品 例：現金、印鑑、健康保険証、  
(だいじなもの) 預金通帳、運転免許証、権利証書
- 救急医薬品 例：常備薬、傷薬、風邪薬、鎮痛剤、絆創膏、  
(くすり) 包帯、胃腸薬、お薬手帳
- 非常食 例：非常用食品、缶詰、缶切り、紙皿、水筒、  
(たべもの) ミネラルウォーター、紙コップ、はし、  
スプーン、フォーク、ミルク、哺乳瓶(乳児用)
- 生活用品等 例：衣類、生理用品、ウェットティッシュ、  
(くらしに使うもの) タオル、歯ブラシ、マスク、消毒液、体温計  
メガネ・コンタクトレンズ、ポリ袋、  
ラップフィルム、ビニールシート、  
紙おむつ、おしりふき、携帯トイレ、  
軍手、カッパ・雨具、ヘルメット、上履き、  
笛・ホイッスル、ライター、ラジオ、  
懐中電灯、携帯電話および充電器、電池
- 「避難支援・見守り支えあい制度」個別避難計画
- 本冊子
- ハザードマップ

【市防災ハザードマップ】



【持出品の例】



## 一時避難場所・指定緊急避難場所・指定避難所の確認を

各自治会が独自に決める「一時避難場所」や市が指定している「指定緊急避難場所」、市が災害の状況に応じて開設する「指定避難所」の確認をおこなしましょう。



また、避難者の状況に応じて、市は「福祉避難所」を福祉施設等に開設します。

一時避難場所	災害発生直後に、二次被害を避けることができ、自治会員の安否確認を行うことができる安全な場所で、自主防災組織や自治会が独自に決める場所です。
指定緊急避難場所	災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から一時的に身の安全を確保するための場所です。 災害種別に応じて指定していますので、災害の状況に合わせて避難してください。
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民や、災害により家に戻れなくなった住民が一定期間生活を送る場所です。災害の規模や状況によって開設します。

福祉避難所	身体等の状況が特別養護老人ホーム（または老人短期入所施設）等へ入所するには至らない程度であって、避難所での生活において配慮を要する人（高齢者、しょうがい者、妊産婦、乳幼児及び病弱者等）を対象とした避難所です。
-------	--

## (2) 日ごろの取組（自治会等）

自治会等（自治会役員等、民生委員・児童委員、「避難支援・見守り支えあい制度」の避難支援者及び見守り支援者）の方は、避難支援・見守り支えあい制度などを活用して、要配慮者の方の日ごろの見守りを通じて、地域における支えあいの関係づくりを進めましょう。防災訓練のときに制度を活用いただくなど、地域の実情に合わせて取り組んでください。

避難支援・見守り支えあい制度登録者の台帳（「災害時要配慮者登録申請者台帳」）は年に1回以上は更新を行って、情報の管理をお願いします。（台帳は、市から自治会長、民生委員・児童委員にお渡ししています。）

また、避難支援・見守り支えあい制度に登録しておられない対象者の方へ、必要に応じて、本制度をご紹介ください。



## ⑤災害時の行動

### (1) 災害時の行動（要配慮者自身）

災害が発生する危険性のある場合もしくは発生した場合は、「避難情報の収集」「避難準備」「避難行動」に努めてください。ご家族や地域の方の協力を得ながら、早め早めの行動を心がけてください。

また、避難支援・見守り支えあい制度の「個別避難計画」を作成している方は、日ごろから「個別避難計画」にある避難所までの経路や避難方法、避難時に必要な物品を確認してください。



## 避難情報の収集

### <避難情報の収集源>

#### 「長浜市安全・安心メール・LINE」・「Yahoo!防災速報アプリ」

市では、避難情報、災害の発生情報等の防災情報や気象警報、地震情報をメール・LINE・アプリでお手持ちの携帯電話へ配信しています。次のQRコードから登録の申込ができます。

※外国語版の配信も行っています。

【市 安全・安心メール】



【市 安全・安心LINE】



【Yahoo!防災速報】



#### 「防災無線」

災害時や災害の発生が予測される場合の避難情報を無線放送で一斉にお伝えします。

次の電話番号に電話をしていただくと  
放送内容を聞くことができます。

62-8411、62-8412



#### 「防災ラジオ」

災害時に自動起動し、最大音量で防災情報が流れる専用受信器（ラジオ）を貸し出しています。

市役所本庁舎防災危機管理局で申込ができます。

（貸出料：2千円／台）



## <避難情報の種類>

水害・土砂災害について、災害の危機が迫って避難が必要になった場合に、以下の5段階で情報が発表・発令されます。

「警戒レベル3」や「警戒レベル4」で、安全・確実に避難行動をとりましょう。

### 警戒レベル1

『早期注意情報』（気象庁が発表）

災害への心構えを高めましょう。テレビやラジオなどで気象情報を確認しましょう。

### 警戒レベル2

『大雨・氾濫注意報等』（気象庁が発表）

避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。

### 警戒レベル3

『高齢者等避難』（市が発令）

高齢者やしょうがいのある人など避難に時間がかかる人は避難行動を開始してください。

### 警戒レベル4

『避難指示』（市が発令）

災害が発生する危険が高まっています。対象地域の方は全員速やかに危険な場所から避難してください。

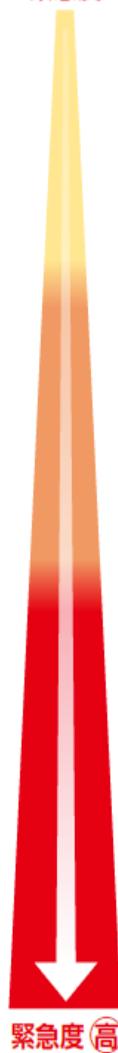
**警戒レベル4までに必ず避難！**

### 警戒レベル5

『緊急安全確保』（市が発令）

既に災害が発生・切迫している状況です。命が危険ですので、直ちに身の安全を確保してください。

緊急度



緊急度 高

# 避難行動（地震）

## <地震発生直後の行動>

### 1. 地震発生

- ・ 落ち着く
- ・ 身を守る
- ・ 火を消す



### 2. 安全を確保

- ・ 出口の確保
- ・ 周囲の火の点検
- ・ 屋内でも靴を履く



### 3. 家族の安全確認と避難準備

- ・ 余震への注意
- ・ 家族の安全の確認
- ・ 情報を集める
- ・ 非常時持出品を用意
- ・ ガスの栓を閉める
- ・ ブレーカーを切る



## <避難行動>

### 避難時の留意点 <余震に注意！落ち着いて！>

1. 避難前にもう一度、火の元を確認しましょう。
2. 家族や支援者と、あらかじめ緊急時の連絡方法、避難場所を決めて避難しましょう。
3. エレベーターは利用せず、階段から避難しましょう。
4. 長袖、長ズボンなどの安全な服装で、建物のそばや細い路地を避け、徒歩で避難しましょう。
5. 電柱、ブロック塀、ガラスなどに注意しましょう。
6. 山間部では、山崩れ、がけ崩れに注意し、早めに避難しましょう。
7. 自宅の安全が確認できるときは、在宅避難を考えてください。



## 避難する判断ポイント

### ①倒壊等のおそれがあるとき

- ・ 自宅が倒壊するおそれがあるとき、もしくは倒壊したとき
- ・ 隣接の建物が倒壊し、自宅に被害がおよぶおそれがあるとき

### ②火災が拡大したとき

- ・ 自宅で火災が発生し、火が天井まで燃え移ったとき
- ・ 近隣で火災が発生し、延焼するおそれがあるとき

# 避難行動（風水害）

## <避難準備>

①雨や風が強くなる前に、家屋の安全対策をしましょう。

### 1. 家の外の備えを

窓や雨戸はしっかりと閉め、必要に応じて補強する、側溝や排水溝は掃除して水はけをよくしておく、風で飛ばされそうなものは飛ばないように固定する、家の中に入れるなど、家の外の備えをしておきましょう。



### 2. 室内の安全対策を

飛散防止フィルムを窓ガラスに貼り、カーテンを閉めるなど、室内の安全対策を行いましょう。



②雨が激しく降ってきたら、避難の準備をはじめましょう。

## 1. 大雨や洪水に関する情報に注意

最新の気象情報・災害情報に注意し、市からの呼びかけにも注意しましょう。



## 2. 周辺の状態などにも注意

雨の降り方から危険を感じたら、持出品と避難場所を確かめ、いつでも避難できるようにしましょう。



## 3. 避難直前の留意点

避難をする際は、自宅の火の元の安全確認を行います。あらかじめ決めた避難場所へ避難をはじめましょう。



## <避難行動>

以下のことに注意して避難行動をとりましょう。

1. 動きやすい服装で。長靴は水が入ると動けなくなるため、運動靴等にしましょう。
2. 持出品は最小限に。リュックサックなどを背負い、手は自由にしましょう。
3. 単独行動は避けて、安全な高い場所を通りましょう。
4. 川に近づかない。台風などの大雨時には増水・氾濫のおそれがあります。  
屋外では飛来物に注意しましょう。
5. 水没している場所を歩くときは、棒などを使って側溝やマンホールなどを確認しましょう。



## 避難する判断ポイント

### ①大雨時には早めの避難

がけ下や渓流沿い等に住んでいる人は、大雨の際や大雨警報（土砂災害）が発表されたときは、早めに近くの避難場所等の安全な場所に避難しましょう。



### ②暗くなる前に避難

夜間に大雨が予測される際には、暗くなる前に避難することがより安全です。移動時間を考慮して早めに避難しましょう。

### ③高齢者等避難などの、避難情報が発令されたとき

避難情報を確認し、速やかに避難行動を開始しましょう。

※土砂災害警戒情報が発表されると、避難情報（避難指示）が発令されます。



## 避難先の優先順位

- ①早めに安全な親戚・知人宅、自治会館等の一時避難場所へ避難
- ②市が開設する指定避難所へ避難  
※自宅の安全が確認できるときは、在宅避難を考えてください。
- ③外に出ることがかえって危険なときは、がけや川から離れた2階以上の部屋等で安全確保

### ※屋内安全確保

大雨のときには、上記優先①、優先②のように早めに安全な場所へ避難する「立ち退き避難」が原則です。

しかしながら、夜間や急な大雨等で家の外に避難することがかえって危険なときは、がけや川から離れた2階以上の部屋で安全を確保するなど、命を守る最低限の行動をとることが重要です。



# 停電対策

## ①懐中電灯や足元灯の備えを

夜間の場合、出口がわからない、段差やガラスなどの破片がみえないなど、とても危険です。リビングや寝室などに懐中電灯や足元灯を備えましょう。



## ②ラジオや予備の電池の常備を

インターネットや携帯電話を利用できないおそれがあり、情報を得ることが困難になります。ラジオ（手動で充電できるものもあります。）や予備の電池を用意しておきましょう。



## ③家庭用医療機器等の予備バッテリーの備えを

家庭用医療機器等は予備バッテリーを備え、停電時の電源の切替手順などを確認しておきましょう。

## ④その他

家電製品が使用できなくなります。冷蔵庫の中の食品管理や、防寒・熱中症対策の用品を準備しておきましょう。

また、停電や断水時の時のトイレの使用方法を確認しておきましょう。

## 地震による電気火災の発生に注意！

- ・避難のために自宅を離れるときは、停電時であってもブレーカーを切りましょう。
- ・一定以上の揺れを感知して電気を自動的に止める感震ブレーカーの設置も有効です。

## (2) 災害時の避難支援（自治会等）

災害が起きたときは、まず、ご自身の安全を確保してください。その上で、次のページの「避難支援の流れ」を参考に、要配慮者の方の避難支援を行っていただきますようお願いします。

また、避難支援・見守り支えあい制度の「個別避難計画」を作成している要配慮者の方に対しては、災害時にスムーズに避難できるように、「個別避難計画」にある避難所までの避難経路や避難方法、支援方法等を確認してください。



## 避難支援の流れ（地震）

1. 地震発生！ まず、自分の身を守る
2. 直ちに家族等の安否確認や安全確保
3. 要配慮者の安否確認
  - ・避難支援者等により要配慮者の安否確認を行う
  - ・要配慮者が怪我をしている場合など、応急手当が必要な場合は、近くにいる人に声をかけ、自主防災組織などと連携して可能な範囲で救護を行う
4. 要配慮者の安否を自治会へ報告
5. 避難誘導
  - ・避難支援者等により要配慮者を避難場所（一時避難場所・指定避難所等）に誘導

## 避難支援の流れ（風水害）

1. 市から避難情報（「高齢者等避難」）発令
  - ※「避難指示」が発令される場合もあります。
  - ※地域の状況により自治会で避難の必要性を判断し、自主的に避難を開始する場合もあります。
2. 自治会や避難支援者が避難情報を受信・共有
3. 要配慮者へ情報伝達を行い、避難が必要であることを説明
4. 避難誘導
  - ・避難準備を行い、避難支援者等により要配慮者を避難場所（一時避難場所・指定避難所等）に誘導
5. 避難が終了したら自治会へ報告

## ⑥要配慮者の特徴と支援のポイント（参考）

区 分	避難行動等の特徴	必要とされる支援
ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態の察知が遅れる場合がありますが、自力で行動できます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速に情報を伝達し、避難を誘導します。</li> </ul>
寝たきり高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自力で行動することが困難です。</li> <li>・自分の状況を伝えることが困難です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難する場合は、車いす等移動用具と援助者が必要です。</li> <li>・医療・介護関係者との連絡体制が必要です。</li> </ul>
認知症のある高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分で判断し、行動することができないことがあります。</li> <li>・自分の状況を伝えることが困難です。</li> <li>・急な環境の変化に慣れにくいです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り・声かけによる避難誘導が必要です。</li> <li>・医療・介護関係者や家族等との連絡体制が必要です。</li> <li>・一人でいる時に危険が迫った場合は、緊急に保護が必要です。</li> <li>・できるだけ、認知症のある高齢者の特性を理解した人が対応することが必要です。</li> </ul>

区 分	避難行動等の特徴	必要とされる支援
視覚しょうがい者 （目が見えにくい人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多いです。</li> <li>・ 災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市からの広報、その他生活に関する情報などが来た時は必ず知らせます。（災害時の情報については、音声による伝達及び状況説明が必要です。）</li> <li>・ 安否確認、避難所への歩行支援を誰が行うのか取り決めておきます。（避難誘導してくれる人が必要です。）</li> <li>・ 避難所内の案内が必要です。（トイレ、電話などの場所の確認など。）</li> </ul>
聴覚しょうがい者 （耳が聞こえにくい人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 音声による情報が伝わりません。（視覚外の異変・危険の察知が困難であり、音声による避難誘導の認識ができません。）</li> <li>・ 緊急時でも言葉で人に知らせることができません。</li> <li>・ 外見からはしょうがいがあることがわかりません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正面から口を大きく動かして話す。文字や絵を組み合わせた筆談や手話、身振りなど目に見える方法で情報を伝えます。（視覚による認識手段が必要です。）</li> <li>・ 避難所では、情報から取り残されないよう、掲示板などで呼びかけます。また、FAXの配置や常時筆記用具の確保が必要です。</li> </ul>
肢体不自由者 （手足が動きにくい人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自分の身体の安全を守ることが困難です。</li> <li>・ 自分で避難することが困難です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家具の転倒防止など住まいの安全の確認が必要です。</li> <li>・ 移動にあたっては、地域での移動支援体制づくりが必要です。（車いす、ストレッチャー等の移動用具と援助者が必要。）</li> <li>・ 車いす用のトイレの確保が必要です。</li> </ul>

区 分	避難行動等の特徴	必要とされる支援
内部しょうがい者 （心臓や肺が弱い人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があります。</li> <li>・ 外見からは、しょうがいがあることが分かりません。</li> <li>・ 心臓、腎臓、呼吸器などに機能しょうがいがあり、人工透析など医療的援助が必要な場合があります。</li> <li>・ 常時医療器材（人工呼吸器、酸素ボンベなど）を必要とする人がいます。</li> <li>・ 医薬品を携帯する必要があります。</li> <li>・ 人工肛門造設者等は、ストマ用装具を携帯する必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関との連携体制、移送手段の確保が必要です。（医療機関の支援。）</li> <li>・ 移動にあたっては、車いす、ストレッチャー等の移動用具や援助者が必要です。</li> <li>・ 避難所ではケアのできるスペースの確保が必要です。</li> <li>・ 食事制限の確認が必要です。</li> <li>・ 薬やケア用品の確保が必要です。</li> <li>・ 人工肛門造設者等は、ストマ用装具やしょうがい者対応トイレの確保が必要です。</li> </ul>
知的しょうがい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人では、理解や判断することが難しく、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人にいる時に危険が迫った場合には、緊急に保護が必要です。</li> <li>・ 精神的に不安定にならないような対応が必要です。</li> <li>・ 声かけするなど、気持ちを落ち着かせながら、安全な場所へ誘導することが必要です。</li> </ul>
発達しょうがい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他人とのコミュニケーションが困難であったり、予定されたパターン以外の行動を取ることが難しいことがあるため、自ら避難することが難しい場合があります。</li> <li>・ 人が多く慣れない場所での生活は極度に緊張して、パニックを起こす可能性があります。</li> <li>・ 集団行動などの一律な対応が難しい時があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人にいる時に危険が迫った場合は、緊急に保護が必要です。</li> <li>・ できるだけ、発達しょうがい者の特性を理解した人が対応することが望まれます。</li> <li>・ 避難所にはできる限り、発達しょうがい者に配慮したスペースの確保が必要です。</li> <li>・ 特性に応じた対応が必要です。</li> </ul>

区 分	避難行動等の特徴	必要とされる支援
精神しょうがい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自分で判断し行動することが出来る人もいれば、出来ない人もいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団生活や対人関係のストレスに弱い人もいたり、服薬の継続が不可欠な人もいるため、本人や援助者は薬の名前、量を把握しておくことが望まれます。</li> <li>・ 医療や保健福祉機関との迅速な連絡体制の確保が不可欠です。</li> </ul>
妊産婦 (おなかに赤ちゃんがいる人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行動機能が低下していますが、自分で判断し、行動できます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難誘導などの支援者の確保が必要です。</li> </ul>
乳幼児 (赤ちゃん、小さな子ども)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自ら判断し、行動する能力がなく、常時、保護者の支援が必要です。</li> <li>・ 避難所生活等におけるストレスの影響を受けやすいです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者の災害対応能力を高めることや、適切な避難誘導が必要です。</li> <li>・ 被災により、保護者が養育することが困難な場合への対応が必要です。</li> <li>・ 保護者、乳幼児ともに避難所等でのストレスが高じることから、避難生活には格別の配慮が必要です。</li> </ul>
難病患者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があります。</li> <li>・ 外見からは、しょうがいがあることが分かりにくいです。</li> <li>・ 医薬品を携帯する必要があります。</li> <li>・ 人工呼吸器の使用など医療的援助が必要な場合があります。また、継続的に透析医療を受ける必要があります。また、1日に摂取できる水分や塩分等が厳しく制限されています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関との連携体制、移送手段の確保が必要です。(医療機関の支援。)</li> <li>・ 移動にあたっては、車いす、ストレッチャー等の移動用具や援助者が必要です。</li> <li>・ 電気の確保が必要です。</li> <li>・ 薬やケア用品の確保が必要です。</li> <li>・ 食事制限の必要な人の確認が必要です。</li> </ul>

\* 上記は、一般的な特徴を示したもので、介護度の状況や家族の状況等によって必要とされる支援も異なります。

# わが家の防災メモ

～いざという時に備えて、家族で確認しておきましょう～

## ■緊急連絡先

名前	電話番号

## ■一時避難場所

## ■指定避難所

## メモ欄

\*『災害時要配慮者避難支援ハンドブック』は長浜市ホームページからダウンロードすることができます。

『災害時要配慮者避難支援ハンドブック』第5版  
令和8年1月  
発行 長浜市  
編集 災害時要配慮者支援班  
〒526-8501  
長浜市八幡東町632番地  
長浜市健康福祉部社会福祉課  
TEL 0749-65-6536  
FAX 0749-64-1767